

基礎年金番号をご存じですか？

①



②



③



昭和61年4月に年金の制度改正が行われ『国民皆年金制度』が始まり公務員等の共済組合員も『国民年金(基礎年金)』に加入することになりました。

公務員等の共済組合は、組合員に「①年金手帳」を交付していませんが、日本年金機構(旧社会保険庁)が、わが国に居住する20歳から60歳未満の者全員に基礎年金番号を付番して、「②基礎年金番号通知書」を送付しています。(送付時期:平成9年1月)

この『基礎年金番号』は、新しく始まった「個人型確定拠出年金(i D e C o)」の加入手続きや将来、老齢厚生年金・基礎年金を請求する際に必要な「10桁の番号」です。

※「③ねんきん定期便」にも記載していますので、大切に保管しておいてください。

障害厚生年金について

組合員が、在職中に初診日のある病気やけがにより、一定の障害状態になった場合に、その程度に応じて、組合員からの請求により障害厚生年金が支給されます。

【支給要件】(①, ②, ③全ての要件を満たす)

- ①初診日時点で組合員である。
- ②障害の状態が、障害認定日(原則、初診日から1年6か月を経過した日(例外あり))において、公的年金の障害等級が1級から3級に該当する。
- ③公的年金保険料の納付要件を満たしている。

※市区町村等が交付する障害者手帳の認定基準とは異なります。
※その他の条件など詳細については、長期給付係へ問い合わせてください。

問合せ先：長期給付係(082)513-4959